

全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書

政府管掌健康保険は国が保険者として運営してきたが、健康保険法改正により全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に移行し、昨年10月より国から切り離した公法人の管掌する健康保険制度に改められた。

制度の移行に伴い、全国一律の8.2%であった保険料率は、今年9月より地域の医療費に応じて都道府県単位ごとに設定することになっているが、厚生労働省の当初試算では、北海道が8.75%、一番低い長野県では7.68%となることが明らかにされた。

こうした格差を是正するため、引き上げ幅、引き下げ幅を10分の1に圧縮する激変緩和措置を取るとされているが、北海道においては、今後も保険料率の上昇が危惧される場所である。

また、協会けんぽ財源（都道府県支部所要保険料）は年齢構成及び総報酬額（所得水準）により医療費や保険料収入に格差が生じることから、財源を全国調整することになっており、相互扶助という医療保険の趣旨を踏まえ、被保険者の責によらない医療サービスの偏在、供給体制、社会的要因及び自然的要因なども加味した制度とすべきである。

よって、政府及び北海道においては、以下の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 協会けんぽの財源となる都道府県支部所要保険料の全国調整機能については、年齢構成及び所得水準（支部総報酬額）に加え、医療サービスの偏在など被保険者の責任によらない要因も加味した制度とすること。
- 2 地域医療の充実を図るとともに、北海道医療計画及び北海道医療費適正化計画を見直すなど、北海道が抱える医療課題を解決するために必要な努力をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年（2009年）3月30日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、北海道知事

（提出者）全議員